

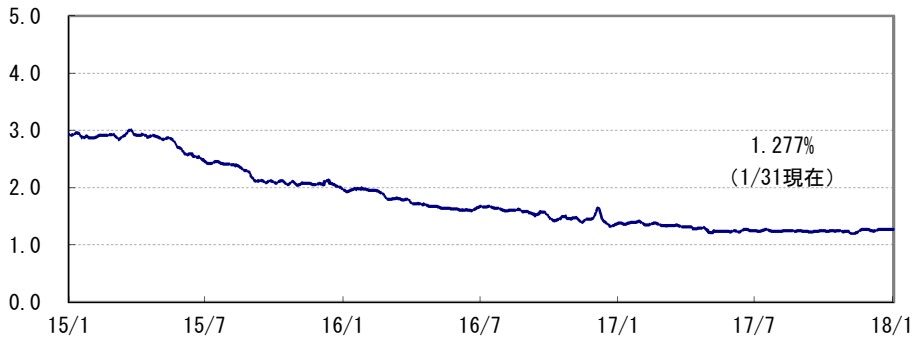
●ニュージーランド・ドルMMF

(データは2018年1月31日現在)

[純資産総額]	5.30 億NZドル(約 423 億円)	[7日間平均年換算利回り(税引前)]	1.277%
[決算日]	毎年12月31日	[加重平均残存期間]	45日
[設定日]	2003年8月28日	[分配方法]	毎日実績分配
[純資産価格※]	100NZドル	[当月再投資額(税引前)※]	0.1147NZドル

※1万口当たりの純資産価格、再投資額になります。

<7日間平均年換算利回り(税引前)推移(%)>



※上記はあくまでも過去の実績であり、将来を約束するものではありません。

<組入上位10銘柄>

	銘柄	業種	償還日※	格付	比率 (%)
1	Agence Centrale 0%	政府機関	2018/3/1	P-1	14.1
2	IBRD 3.625%	国際機関	2018/2/20	Aaa	11.9
3	Caisse Des Depots 0%	政府機関	2018/3/14	P-1	8.5
4	DBS 0%	銀行	2018/4/11	P-1	8.4
5	Caisse Des Depots 0%	政府機関	2018/2/28	P-1	7.5
6	Caisse Des Depots 0%	政府機関	2018/3/19	P-1	7.5
7	LKB 0%	政府機関	2018/4/30	P-1	6.6
8	UOB Australia 0%	銀行	2018/4/23	P-1	4.7
9	DNB BANK 0%	銀行	2018/4/24	P-1	4.7
10	Caisse Des Depots 0%	政府機関	2018/2/26	P-1	4.7

<資産構成比>

CD	8.5%
CP	70.4%
変動利付債	0.0%
普通債	11.9%
現預金等	9.2%
合計	100.0%

※変動利付債は、「次回利払日」を償還日としています。

※「格付分布」及び「組入上位10銘柄」の格付の記号は、ムーディーズ社の表記方法で記載しています。

したがって、S & P社のA-1及びA-1+はP-1、AAAはAaa、AAはAaにそれぞれ含まれています。なお、格付は、ムーディーズ社、S & P社のうち、高い格付を採用しています。(保証機関の格付を採用する場合があります。)

<格付分布>

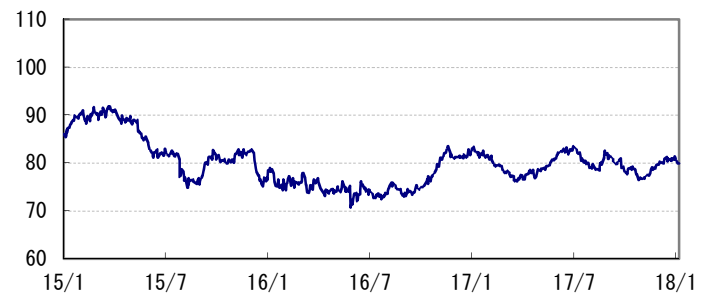
現預金等	9.2%
P-1	78.9%
P-2	0.0%
Aaa	11.9%
Aa	0.0%
A	0.0%
Baa以下	0.0%
合計	100.0%

<残存年限別構成比>

現預金等	9.2%
30日以内	38.2%
90日以内	47.9%
180日以内	4.7%
1年以内	0.0%
1年超	0.0%
合計	100.0%

※変動利付債は次回利払日までの日数で計算しています。

<為替推移 円/NZドル(参考)>



※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、1口当たり純資産価格は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドより提供されたデータを基に、SMBC日興証券株式会社が当ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)を補足することなどを目的とし、投資家の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくために作成した販売用資料です。

■お申込みメモ

- 商品分類 : ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型公募外国投資信託
 ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ「ニュージーランド・ドルMMF」(ニュージーランド・ドル建)
- 信託期間 : 無期限。ただし、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができます。
- 決算日 : 毎年12月31日
- 収益分配 : 日々分配が宣言されます。買注文の受渡日当日から換金の受渡日の前日まで付利、計上されます。
 分配は毎月最終ファンド営業日に税引手取り額が再投資されます。
- お申込・ご換金可能日 : ニューヨーク、ルクセンブルグ、ロンドン、ウェリントン、オークランドの銀行営業日であり、かつ日本の金融商品
 (ファンド営業日) 取引業者及び銀行の営業日。
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- お申込単位 : 原則1,000口以上1口単位(通常、1,000口=10ニュージーランド・ドル)
 ただし、販売会社が別の契約書で定める場合には、当該契約書に従います。
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- お申込価格 : お申込受付日の翌ファンド営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格
 (通常は、1口当たり1ニュージーランド・セント)
- ご換金単位 : 1口以上1口単位
- ご換金価格 : ご換金受付日の翌ファンド営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格
- お申込代金、ご換金代金の受渡日 : 原則として、お申込受付日またはご換金受付日の翌ファンド営業日に代金の受渡を行います。
- 手数料等の概要 : お客様には、以下の費用をご負担いただきます。
 <お申込時、ご換金(買戻し)時に直接ご負担いただく費用>
 ・お申込手数料 : ありません。
 ・ご換金手数料 : ありません。
 ・信託財産留保額 : ありません。
- <適用為替レート>
 ファンドの売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の
 動向に応じて各販売会社がそれぞれ決定した為替レートによるものとします。
- <投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>
 管理報酬等として、日々の純資産総額に対して年率0.91%(上限)を乗じた額およびその他費用がファンド資産より
 控除されます。
 ・管理報酬 : 日々の平均純資産総額に対して年率0.03%(上限)を乗じて得た額
 ・投資運用報酬 : 日々の平均純資産総額に対して下記の料率(年率)を乗じて得た額
 2億ニュージーランド・ドル以下の部分 : 0.150%(上限)
 2億ニュージーランド・ドル超~5億ニュージーランド・ドル以下の部分 : 0.125%(上限)
 5億ニュージーランド・ドル超~20億ニュージーランド・ドル以下の部分 : 0.100%(上限)
 20億ニュージーランド・ドル超の部分 : 0.090%(上限)
- ・代行協会員報酬 : 日々の平均純資産総額に対して年率0.63%(上限)を乗じて得た額
 ・販売会社報酬 : 代行協会員報酬から販売会社に支払われます。
 ・保管報酬 : 日々の平均純資産総額に対して年率0.04%(上限)を乗じて得た額
 ・管理事務代行報酬 : 日々の平均純資産総額に対して年率0.06%(上限)を乗じて得た額
 ・その他費用 : ファンドの設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬、有価証券届出書・目論見書等の印刷
 費用を含みますが、これらに限られません。)をファンドより間接的にご負担いただいております。
 ※その他費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
 従って、費用の合計額についても、事前に料率、上限額等を示すことができません。
 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
- 税金のお取扱い : ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと
 異なる取扱いがなされる可能性もあります。
 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■管理会社及びその他関係法人

- 管理会社 : SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
 投資運用会社 : 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド
 保管受託銀行、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社 : SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社
 代行協会員 : SMBC日興証券株式会社
 販売会社 : SMBC日興証券株式会社 他

■お申込みに際しての留意事項

○リスク情報

- 当ファンドは、主に外貨建の公社債や短期金融商品など値動きのある証券に投資します。組
 入債券などは、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部
 評価の変化等で値動きするため、ファンドの純資産価格も変動します。また、当ファンドの
 受益証券は、純資産価格が外貨建で算出されるため、円貨でお受取りの際には為替相場の影
 響も受けます。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益
 証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
 これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。投資信
 託は預貯金と異なります。
- 当ファンドの主なリスクは以下の通りです。
【金利変動リスク】
 金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が
 上昇した場合には、債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たり純資産価格の下落要因と
 なります。また、金利が下落した場合には、短期金融商品からの収益(受取利息)の減少要
 因となります。

【信用リスク】

信用リスクとは、ファンドが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や買戻代金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当たり純資産価格の下落要因となります。

【流動性リスク】

特定の有価証券は、最適な時期に最適な価格で売却することが困難または不可能であることがあります。これにより、売却価格を引き下げること、代わりに他の有価証券を売却することおよび／または投資機会を見送ることを余儀なくされることがあります。これらにより、ファンドの運営またはパフォーマンスに悪影響が生じる可能性があります。

【為替リスク】

ファンドはニュージーランド・ドルを基準通貨としていますので、円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって、円換算した投資元本を割込むことがあります。

【証券貸付、買戻権付売買取引ならびに買戻し条件付契約（現先契約）および逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の取引に関連する特定のリスク】

- (1) 管理会社がファンドのために買主として行為する逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の取引および買戻権付売買取引に関しては、証券の売主である取引相手方が破綻した場合、次に掲げるリスクが発生することがあります。
 - (A) 買付証券の価格が、当初の支払額を下回ることになるリスク
 - (B) ファンドが買戻請求、証券の買付け、またはより一般的には再投資に対応する能力を制限されることがあるリスク
- (2) 管理会社がファンドのために売主として行為する買戻し条件付契約（現先契約）の取引および買戻権付売買取引に関しては、証券の買主である取引相手方が破綻した場合、次に掲げるリスクが発生することがあります。
 - (A) 取引相手方に売り付けた証券の価格が、当初の受取額を上回ることになるリスク
 - (B) ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を履行する能力を制限されることがあるリスク
- (3) 証券貸付取引に関しては、次に掲げるリスクが発生することがあります。
 - (A) 管理会社がファンドのために貸し付ける証券の借主が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保が、貸し付けた証券の価格を下回る価格で換金されることになることがあるリスク
 - (B) 現金担保の再投資を行う場合は、次に掲げるリスク
 - (i) 相当のリスクを伴うレバレッジならびに損失リスクおよびボラティリティ・リスクを生み出すことがあるリスク
 - (ii) ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあるリスク
 - (iii) 回収額が担保金額を下回るリスク
 - (C) ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を履行する能力を制限されるリスク

○その他の留意事項

- ・当資料は、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドより提供されたデータを基に、SMBC日興証券株式会社が「ニコウ・マネー・マーケット・ファンド ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」の投資信託説明書（交付目論見書）を補足することなどを目的とし、投資家の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくために作成した販売用資料です。
- ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、販売会社より、投資信託説明書（交付目論見書）などをあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ず詳細をご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。

投資信託説明書(交付目録見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
あおぞら証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1764号	○			○
池田泉州T T証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○			
今村証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第3号	○			
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号	○			
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号	○			
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社S B I証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○		○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第62号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号	○			
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
西日本シティT T証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○			
ニューズ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第138号	○			
浜銀T T証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第148号	○			
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○			
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	○			
ほくほくT T証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○			○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○			